

小千谷市介護保険における住宅改修費支給に関する同意書

介護保険の住宅改修は、原則として、被保険者が入院・入所中の場合、住宅改修費は支給されません。ただし、退院・退所後に自宅で生活するために住宅改修が必要であると担当ケアマネージャーが認め、かつ、工事着手前に市の了承を得た場合は、退院・退所前に住宅改修工事を行うことができます。

この場合、住宅改修費の支給に係る実績報告（給付請求）は、退院・退所後に行うこととなります。

上記の内容を確認の上、住宅改修費の支給申請後、次のいずれかに該当した場合は、改修に要した費用の全額が自己負担となることに同意します。

1. 入院・入所中に死亡等により介護保険の資格を喪失した場合
2. 退院・退所した場合であっても、自宅に戻らなかった場合

年 月 日

住所

被保険者氏名

(署名又は記名・押印)

代筆者氏名

(被保険者との続柄：)